

(4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※介護保険・総合事業分:86%、障害分:14%で按分算定。

①常勤介護職員23名の基本給を1人平均約25,963円増額【 $23名 \times 平均約25,963円 \times 12ヶ月 \times 14\% = 1,003,212円$ 】

②非常勤介護職員21名の基本給を1人平均約3,533円増額【 $21名 \times 平均約3,533円 \times 12ヶ月 \times 14\% = 124,632円$ 】

③【常勤:16名・非常勤:4名】の介護福祉士有資格者に介護福祉士手当:月額7,000円を継続支給。

【 $20名 \times 7,000円 \times 12ヶ月 \times 14\% = 235,200円$ 】

④介護職員【常勤:23名、非常勤:21名】に対し、月額10,000円の介護職員処遇改善調整手当(実績により変動あり)を支給。

【 $44名 \times 10,000円 \times 12ヶ月 \times 14\% = 739,200円$ 】

⑤常勤23名・非常勤21名の介護勤職員に対し、1,160,000円を一時金として令和4年12月に配分。

【 $1,160,000円 \times 14\% = 162,400円$ 】

⑥賃金改善額に対する法定福利費【 $2,264,644円 \times 14.1\%$ (社会保険事業主負担) = 319,314円】

以上、①+②+③+④+⑤+⑥ = 2,583,958円の年間賃金改善見込み。

※手当の総額が加算の総額を超えない場合は、追加の一時金として支給する。

(4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※介護保険・総合事業分:86%、障害分:14%で按分算定。

①「経験・技能のある障害福祉人材」=常勤10人、非常勤9人に対し、常勤換算割合(218.5名)に応じ月額約1,810円支給する。

$1,810円 \times 218.5 = 約395,521円$

②「他の障害福祉職員」=常勤6人・非常勤18人に対し、常勤換算割合(108.5名)に応じ月額約1,645円支給する。

$1,645円 \times 108.5 = 約178,450円$

③「その他の職種」=非常勤2人に対し、常勤換算割合(16名)に応じ月額約822円支給する。

$822円 \times 16 = 約12,823円$

④手当の総額が加算の総額を超えない場合は一時金として支給する。

※「経験・技能のある障害福祉人材」の基準は、勤続年数に関係なく、介護福祉士取得者とする。